

「発酵産業」成長促進化プロジェクト補助金交付要綱

(通則)

第1条 「発酵産業」成長促進化プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 知事は、発酵産業の成長促進につながる県内外の中小企業等の事業活動の促進を図るため、商品・サービス開発、認知拡大等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、別表1に掲げるものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2のとおりとする。

(補助対象経費、補助率および補助金額)

第5条 補助事業の補助対象経費、補助率および補助金額は、別表3のとおりとする。

(補助金の額の内示)

第6条 知事は、事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めたときは、別表3に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

2 知事は、前項の内示を行うにあたっては、別に定める審査会の意見を聴取するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行う。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

ない。

(補助事業の変更等)

第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 号においては変更承認申請書(様式第 2 号)、第 2 号においては廃止(中止)承認申請書(様式第 3 号)をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。
- (2) 補助事業を廃止または中止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から 30 日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第 4 号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日、または翌年の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。

2 第 10 条第 1 項による補助事業の廃止の承認を受けた場合は、廃止承認申請書(別記様式第 3 号)の提出をもって前項に定める実績報告を行ったものとする。

(補助金の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた日から、30 日以内に規則第 13 条に規定する補助金の額の確定を行う。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、すみやかに補助金の交付を行う。

(補助金に係る経理)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(成果の発表)

第 16 条 知事は、必要と認めるときは、事業の成果について補助事業者に発表報告させることができる。

2 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(財産の処分制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(収益納付)

第 18 条 知事は、第 12 条第 1 項の報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業を実施した組合等または中小企業者が当該補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業に交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第 19 条 補助事業者は、第 7 条の規定に基づく交付の申請、第 9 条の規定に基づく申請の取下げ、第 10 条の規定に基づく計画変更の申請、第 11 条の規定に基づく遅延等の申請または第 12 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 20 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金に限り適用する。

別表1 補助対象者

<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者で、県内外に事務所または事業所を有する者</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 <p>(2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等県内外において事業を行う者で、下表「中小企業者の要件」に準じ、各要件を満たす者</p>
--

参考：中小企業者の要件

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金は、資本の額または出資の総額をいいます。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

※3 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。

別表2 補助事業

今後の事業活動に資する以下に掲げる事業。 (1)～(3)の複数事業の組み合わせも可。 (1) 商品・サービス開発 (2) 認知拡大・販路拡大 (3) 学びの推進
--

別表3 補助対象経費、補助率および補助金額

1 補助対象経費

補助対象経費	内 容
事業費	謝金、旅費・宿泊費、受講料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、産業財産権等取得費、通訳料・翻訳料、借損料、調査費、連携構築費、臨時的に雇い入れた者に係る経費、原材料費、機械装置・システム購入等費、試作・試行・実験費、技術導入費、保険料、広告宣伝費、委託料
その他経費	上記の他、知事が特に必要と認める経費

- ※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。
- ※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。
- ※3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。

2 補助率

中小企業者等
補助対象経費の2分の1

3 補助金額

上限額	下限額
100万円	20万円